

議第二百二十六号

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、公立大学法人岐阜県立看護大学定款の一部を次のように変更するものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の一部を次のように変更する。

第十七条第一号中「及び年度計画（法第二十七条第一項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十一条第一号及び第二十五条第一号中「及び年度計画」を削る。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

